～ 市民税・県民税申告書の書きかた ～

令和５年分の所得等について、① ～ ⑫ の順で記入してください。

① 住所・氏名・マイナンバー等

枠内を記入し、署名又は記名してください。転居された方は、現住所も記入してください。

② 翌年度以降の申告書

翌年度以降、申告書の送付を希望しない場合、○印をしてください。

③ 収入がなかった方

昨年中に収入が全くなかった方は、生活状況について、
①又は②のいずれかの欄へ記入してください。
①は、誰かに扶養・援助されていた場合、扶養主の情報を記入。
②は、該当する数字に○、その他は理由を具体的に記入。

④ 収入・所得金額

●非課税所得…遺族年金や障害年金、失業保険などの収入があった方は、該当する数字に○、または記入をしてください。
●営業等…自営業、外交員、一人親方などの収入があった方はこの欄へ記入。※別紙「収支内訳書」を一緒に提出してください。
●農業…農作物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などによる収入があった方はこの欄へ記入。※別紙「収支内訳書」を一緒に提出してください。※家事消費分のみの生産で出荷等していない場合、農業所得の申告は不要です。
●不動産…地代、家賃、駐車場などの貸借に関する収入があった方はこの欄へ記入。※別紙「収支内訳書」を一緒に提出してください。
●配当…非上場株式や農協の出資金の利益による配当があった方はこの欄に記入。上場株式等（所得税と個人住民税が源泉徴収されているもの）を申告することはできません。※令和６年度から上場株式等は、所得税と異なる課税方式を選択できなくなりました。
●給与…給与、アルバイト、日雇いなどによる収入があった方は、支払者名及び収入金額をこの欄へ記入してください。
　また、給与所得者で主たる給与以外の所得に対する市民税・県民税について、給与からの差し引きとは別に納付書払又は口座振替を希望される場合、☑チェックをしてください。
●公的年金等…年金・恩給などの収入があった方は種別ごとにこの欄へ記入してください。
●その他雑…個人年金やシルバー人材センターからの配分金、主たる業としない原稿料・講師料・内職などはこの欄へ記入。※収入金額、必要経費、所得金額（収入から必要経費を差し引いた金額）を記入してください。
●一時…生命保険・損害保険の満期金や解約金などの収入があった方はこの欄へ記入。※収入金額、必要経費（既払込保険料）、所得金額（収入から必要経費を差し引いた金額）を記入してください。
●総合譲渡…書画・骨董・貴金属などの資産を売却したことによる収入があった方はこの欄へ記入。※収入金額、必要経費（資産の購入や売却手続の際に要した費用等）、所得金額を記入してください。
※保有期間が５年以内の資産の譲渡は短期、５年を超えるものは長期譲渡です。
●分離譲渡…土地・建物や株式等の有価証券を売却したことによる収入があった方は事前に税務署へご相談ください。

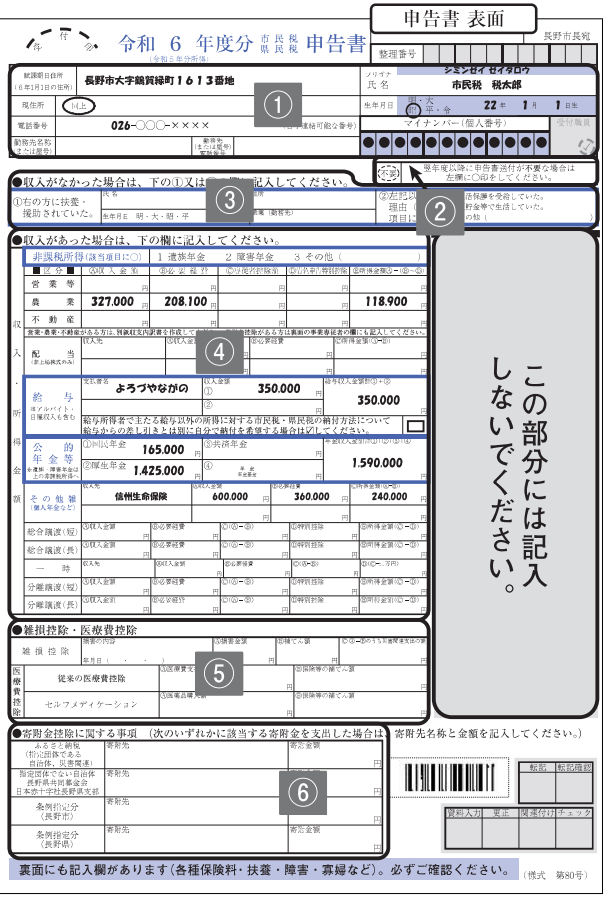

⑤ 雑損控除・医療費控除

●雑損控除…あなたやあなたと生計を一にする総所得金額等の合計が48万円以下の親族が所有する住宅・家財等の資産が災害、盗難等の被害を受けた場合はこの欄へ記入。
※証明書等の添付が必要です。該当する場合は事前にご相談ください。
●医療費控除…あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費の金額を記入。10万円又は総所得金額等の５％のいずれか少ない金額を超えた場合、または、特定一般用医薬品等の購入額が12,000円を超え、一定の取組を行っている場合はこの欄へ記入。
※医療費控除の明細書の作成・添付が必要です。領収書の添付だけでは、医療費控除が認められません。（明細書の記載内容を省略したい場合は、医療費通知の原本を添付してください。）
※おむつ代の医療費控除をはじめて申告する方は、かかりつけ医が発行する「おむつ使用証明書」を添付してください。（２年目以降の方は、「主治医意見書の写し」か「市町村が発行する確認書」で申告ができます。）
※セルフメディケーション税制を選択する場合、特定一般用医薬品等購入費の内訳を計算した明細書の作成・添付が必須です。一定の取組を証明する書類（「インフルエンザの予防接種の領収書」や「がん検診の領収書」など）の内容を記載してください。

⑥ 寄附金控除

●寄附金控除…昨年中に以下の団体等に寄附を行った方は、寄附先の名称と寄附金額をこの欄へ記入。
控除対象の寄附先：◎すべての都道府県、市区町村（ふるさと納税、災害関連寄附）◎日本赤十字社長野県支部◎長野県共同募金会◎長野市条例で指定した団体
◎長野県条例で指定した団体
※領収書など証明書の原本を添付してください。
※ふるさと納税の対象として指定を受けていない地方団体に対する寄附は、「特例控除」分及び「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用はありません。

⑦ 所得金額調整控除

給与収入額が850万円を超える方で、以下に当てはまる場合は☑チェックしてください。
・本人が特別障害である…⑩の本人該当項目にも内容を記入してください。
・23歳未満の扶養親族がいる…⑪の扶養親族欄にも内容を記入してください。
・特別障害者の同一生計配偶者・扶養親族がいる…⑪の配偶者・扶養親族欄にも内容を記入してください。
　所得金額調整控除における扶養親族は、他の親族と重複して申告が可能です。扶養控除は適用せず、所得金額調整控除の対象者としてのみ扶養親族欄に記入する場合は、右側にある調整区分欄にも☑チェックしてください。

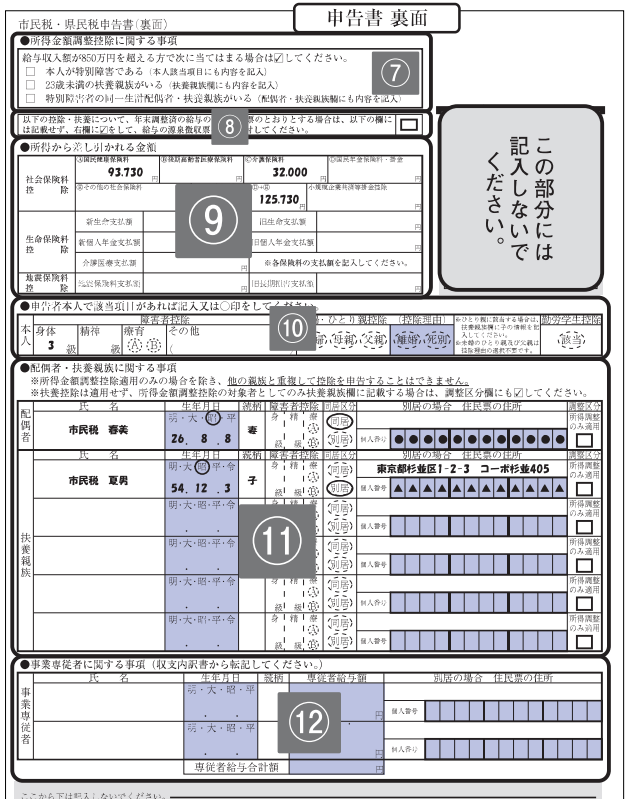

⑧ 控除・扶養の記載省略

申告書裏面に記入欄がある控除・扶養について、年末調整済の給与の源泉徴収票のとおりとする場合は、この欄を☑チェックして、年末調整済の給与の源泉徴収票を必ず添付してください。その際、⑨～⑪欄は記入を省略することができます。
※この欄に☑チェックがあっても、給与の源泉徴収票が添付されていない場合は、控除と扶養は適用されません。
※年末調整の不明な点については、勤務先にお問い合わせください。

⑨ 所得から差し引かれる金額

●社会保険料控除…年金から差し引かれた国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、及びあなたが支払った国民年金保険料などの金額はこの欄へ記入。
　※国民年金保険料・国民年金基金の掛金は証明書の原本を添付してください。
●小規模企業共済等掛金控除…小規模企業共済、企業型確定拠出年金のうち個人拠出分や心身障害者扶養共済の掛金の金額はこの欄へ記入。
　※領収書又は掛金証明書の原本を添付してください。
●生命保険料控除…あなたが支払った生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の金額はこの欄へ記入。
・新制度適用契約…平成24年1月1日以後に締結・更新などした保険契約等
・旧制度適用契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
　※控除証明書の原本を添付してください。
　※適用契約の新旧の別、保険料の種類、対象となる金額は控除証明書でご確認ください。
●地震保険料控除…あなたが支払った地震保険料、旧長期損害保険料の金額はこの欄へ記入。
・地震保険料…支払金額の2分の１(最高25,000円)が控除額となります。
・旧長期損害保険料(従来の損害保険料)・・・従来の損害保険料控除(最高10,000円)は平成19年度に廃止されましたが、経過措置として平成18年末までに締結した長期損害保険契約に係る保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金あり)については、従来の損害保険料控除が適用されます。
　※地震保険料と旧長期損害保険料の両方の契約がある場合は、それぞれで計算した合計額が控除額となりますが、限度額は25,000円です。また、１契約中（１枚の控除証明書）に地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、どちらか一方の保険料しか選択できません。
　※控除証明書の原本を添付してください。

⑩ 本人に関する事項

●障害者控除…障害者手帳の交付を受けている方は、該当する種別の欄に等級を記入または○印をしてください。
●寡婦・ひとり親控除…該当する場合は、寡婦・母親・父親のいずれかに○印をしてください。また、その理由について離別、死別のうち該当する項目に○印をしてください。
寡婦…①夫と離婚し、その後再婚していない方で扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の方。②夫と死別し、その後再婚していない方で、合計所得金額が500万円以下の方。
ひとり親…現に婚姻しておらず、生計を一にしている子（他の人の扶養親族となっていない総所得金額等の合計額が48万円以下の子）があり、かつ合計所得金額が500万円以下の方。
※婚姻歴の有無や性別を問いません。
●勤労学生控除…学校・各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の方は、○印をしてください。
※在学証明書の原本を提出してください。

⑪ 配偶者控除（配偶者特別控除）・扶養控除

●配偶者控除・扶養控除
　申告者本人と生計を一にする配偶者（申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除額なしの同一生計配偶者となります）や親族で、合計所得金額が48万円以下の方が対象です。
　障害者がいる場合は、障害の種別の欄に等級を記入または○印をしてください。また、他の親族と重複して控除を申告することはできません。
※別居の場合、住民票の住所を記入。
　海外に在住の場合、国名を記入し、親族関係が確認できる書類及び親族への送金が確認できる書類を添付してください。なお、30歳以上70歳未満の方の場合は、次のいずれかに該当する場合のみ対象となります。
　親族関係書類及び送金確認書類のほかに必要な書類の添付や記載をしてください。
・留学生:留学ビザ等の写しを添付してください。
・障害者：障害者控除欄を記入してください。
・生活費や教育費として送金額38万円以上であることを明らかにする書類を添付してください。
※16歳未満の親族（H20.1.2以降生まれ）は、扶養控除は対象外ですが、障害者控除の適用や、均等割・所得割の非課税限度額の算定で必要となる場合があります。忘れずに記入してください。
※配偶者・扶養親族の収入金額は記載不要です。
※配偶者控除と配偶者特別控除のどちらが適用されるかは、市民税課で自動で判定します。
●配偶者特別控除
　申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合は、配偶者特別控除の対象となります。
　以上の配偶者控除・扶養控除・配偶者特別控除の対象は、事業専従者を除きます。同居、別居は問いません。

⑫ 事業専従者に関する事項

専従者控除を受ける方は、専従者の氏名等・専従者給与額・専従者のマイナンバーをこの欄へ記入。※詳細は別紙「収支内訳書」（営業等、農業、不動産所得がある方にのみ同封）をご覧ください。